

居住用不動産処分許可の申立てに必要な書類等

さいたま家庭裁判所後見センター

※この申立てができるのは、後見・保佐・補助開始の審判が確定した後になります。

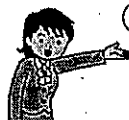
審判が確定するのは、後見人等が審判書を受け取った日から2週間経過後です。

※審理期間は、事案により変わりますが、問題のない事案で1～2週間です。

※売買交渉などを進める段階では、裁判所の内諾は必要ありません。

申立てに必要な書類

- (1) 居住用不動産処分許可申立書
- (2) 収入印紙 800円分
- (3) 郵便切手 84円切手×1枚, 10円切手×1枚(合計94円)
- (4) 後見登記事項に変更がある場合、申立人又は本人の住民票
- (5) 添付資料



添付資料
もお忘れ
なく。

売却する場合

- 不動産売買契約書(案)のコピー(買主と売買金額, その他の契約条件が決まり, 後は押印をすれば良い状態の契約書(案)のコピーです。)
- 不動産業者による不動産査定書のコピー
- 固定資産評価証明書
- 開始時と内容に変更がある場合は, 処分する不動産の登記簿謄本(全部事項証明書)

抵当権・根抵当権を設定する場合

- 金銭消費貸借契約書(案)のコピー
 - 抵当権・根抵当権設定契約書(案)のコピー
 - 保証委託の場合はその契約書(案)コピー
- 後は押印をすれば良い状態の
契約書(案)のコピーです。
- 開始時と内容に変更がある場合は, 設定する不動産の登記簿謄本(全部事項証明書)

賃貸借契約を締結・解除する場合

- 本人が貸す場合は, 賃貸借契約書(案)(後は押印をすれば良い状態の契約書(案)のコピーです。)
- 解除する場合(本人が借りている場合は, 解除の対象となる契約の契約書のコピーや貸室証明書のコピーなど)

建物取壊しの場合

- 取壊し業者による費用の見積書のコピー
- 開始時と内容に変更がある場合は, 取り壊す建物の登記簿謄本(全部事項証明書)

※この他, 内容によって上記書類以外の資料を追加で提出していただくことがあります。